

中野区特別区税条例の一部を改正する条例の概要

地方税法の改正に伴い、中野区特別区税条例（以下「条例」という。）を次のように改正しました。

○ 軽自動車税種別割に係る２輪車の車両区分の見直し

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW以下に制御したバイク（新基準原付）に係る令和7年度分以降の軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc以下の原付と同額）とします。

<令和7年4月1日>

【条例第39条】

中野区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 軽自動車税</p> <p>第37条～第38条 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ハ及びホに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ハに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ニ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ハに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>ホ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,7</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 軽自動車税</p> <p>第37条～第38条 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ニに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ハ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>ニ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを</p>

00円

(2)・(3) (略)

2 (略)

第40条～第46条の2 (略)

第4節～第6節 (略)

第3章 (略)

付則 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 改正後の第39条第1項第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

2 (略)

第40条～第46条の2 (略)

第4節～第6節 (略)

第3章 (略)

付則 (略)